

仕 様 書

1. 品名

培養土外 1 点

2. 内訳

No.	品名	規格・品番等	数量	単位
1	培養土	長期肥効型 pH調整済 28L/袋 ピートモス・バーミキュライト・パーライト等を配合。 配合原料には、建設廃材や汚泥、焼却灰（草木灰は除く）、人体に有害な重金属が含まれていないこと。	120	袋
2	パーライト	黒曜石系パーライト・粒状（4mm～25mm） 50L/袋	5	袋

3. 納品期限及び納入場所

納期：令和 7 年 11 月 28 日（金）

場所：大阪市福島区福島 4 丁目 1 番 下福島公園内花づくり広場

4. その他

- ・ 同等品を可とする。
- ・ 同等品にて納品する場合は、比較見積書提出前に担当までサンプル又は仕様の明記されたカタログ等を提示・説明し、了承を得ること。
- ・ 同一商品を納品すること。
- ・ 搬入に際しては細心の注意を払い、納入物品・建物等に損傷を与えないこと。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、本市職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- ・ 本仕様書に疑義あるときは、比較見積書提出前までに担当まで問い合わせること。また、契約後の疑義は、すべて本市の解釈とする。
- ・ 大阪市グリーン調達方針に定める基準を満たすこと。
- ・ 関係法令及び大阪市関係規定を遵守すること。

5. 事業担当

〒553-8501 大阪市福島区大開 1 丁目 8 番 1 号
福島区役所 4 階 企画総務課（企画推進） 高
（TEL：06-6464-9683）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話： 0 6 － 6 6 1 5 － 7 9 6 5

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先 0 6 － 6 4 6 4 － 9 6 2 5）に報告しなければならない。

